

浜松市条例第 4 2 号

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例の一部を改正
する条例

浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成 2 5 年浜松市条例
第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例） 第 3 0 条の 2 法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する委託を受けた者（以下<u>第 3 0 条の 4 ま</u> <u>で</u>において「受託者」という。）は、<u>法第 9</u> <u>条の 3 の 3 第 2 項</u>（同条第 3 項において読み 替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項におい て読み替えて準用する場合を含む。）の規定 に基づき、第 2 9 条第 1 号に掲げる一般廃棄 物処理施設（以下この条及び次条において 「仮設焼却施設」という。）に係る法第 9 条 の 3 の 3 第 1 項又は<u>同条第 3 項</u>において<u>読</u> <u>み替えて</u>準用する法第 9 条の 3 第 8 項の規 定による届出をしようとするときは、受託者 が実施した生活環境影響調査の結果を記載 した書類及び法第 8 条第 2 項各号に掲げる 事項を記載した書類（以下これらを「<u>受託者</u> <u>報告書等</u>」という。）を、次に掲げる場所 において、<u>次項</u>の規定による公表の日から 1 月 の範囲内において非常災害の状況を勘案し て市長が定める期間（以下「<u>受託者報告書等</u> <u>縦覧期間</u>」という。）公衆の縦覧に供しな ければならない。 (1)～(4) （略）	（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例） 第 3 0 条の 2 法第 9 条の 3 の 3 第 1 項に規定する<u>非常災害廃棄物の処分を行う非常災</u> <u>害廃棄物処理受託者若しくは非常災害廃棄</u> <u>物処理再受託者又は法第 6 条の 2 第 3 項後</u> <u>段の規定による処分の委託を受けた者</u>（以下 <u>この項</u>において「受託者」という。）は、<u>法</u> <u>第 9 条の 3 の 3 第 3 項</u>（<u>同条第 4 項</u>において 読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項に おいて読み替えて準用する場合を含む。）の 規定に基づき、第 2 9 条第 1 号に掲げる一般 廃棄物処理施設（以下この条及び次条におい て「仮設焼却施設」という。）に係る法第 9 条の 3 の 3 第 1 項又は<u>同条第 4 項</u>において 準用する法第 9 条の 3 第 8 項の規定による 届出をしようとするときは、受託者が実施し た生活環境影響調査の結果を記載した書類 及び法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項を記 載した書類を、次に掲げる場所において、<u>第</u> <u>3 項</u>の規定による公表の日から 1 月の範囲 内において非常災害の状況を勘案して市長 が定める期間公衆の縦覧に供しなければ ならない。 (1)～(4) （略） <u>2 法第 9 条の 3 の 3 第 2 項に規定する特別</u> <u>管理一般廃棄物である非常災害廃棄物の処</u>

分を行う特別管理非常災害廃棄物処理受託者若しくは特別管理非常災害廃棄物処理再受託者又は法第6条の2第5項後段の規定による処分の委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)は、法第9条の3の3第3項(同条第5項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、仮設焼却施設に係る法第9条の3の3第2項又は同条第5項において準用する法第9条の3第8項の規定による届出をしようとするときは、受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類を、次に掲げる場所において、次項の規定による公表の日から1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間公衆の縦覧に供しなければならない。

(1) 浜松市役所

(2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の施設

(3) 生活環境影響調査を実施した地域で、市長が指定する場所

(4) 前3号に掲げる場所のほか、市長が必要があると認める場所

2 受託者は、受託者報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 第1項の受託者又は前項の受託者(以下第30条の4までにおいて「受託者」という。)は、前2項に規定する受託者が実施した生活環境影響調査の結果を記載した書類及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下これらを「受託者報告書等」という。)を公衆の縦覧に供しようとするときは、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない

(1)～(9) (略) (10) 受託者報告書等縦覧期間 (11)～(13) (略) 第30条の3 <u>前条第2項</u>の規定による公表 あつたときは、仮設焼却施設の設置又は 変更に関し利害関係を有する者は、受託者 報告書等縦覧期間の満了の日の翌日から起 算して2週間を経過する日までに、受託者 に生活環境の保全上の見地からの意見書を 提出することができる。 2 (略)	ない。 (1)～(9) (略) (10) 受託者報告書等縦覧期間 <u>(前2項に 規定する期間をいう。以下同じ。)</u> (11)～(13) (略) 第30条の3 <u>前条第3項</u>の規定による公表 あつたときは、仮設焼却施設の設置又は 変更に関し利害関係を有する者は、受託者 報告書等縦覧期間の満了の日の翌日から起 算して2週間を経過する日までに、受託者 に生活環境の保全上の見地からの意見書を 提出することができる。 2 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（あらまし）

この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例規定が見直されたことに伴い、所要の整備を行うものです。